

福岡医発第 2615 号（地）
令和 2 年 1 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

労災保険の障害（補償）給付支給請求書に添付する「診断書」の
診断書料請求方法について

労災保険に係る障害（補償）給付支給請求書に添付する「診断書」の診断書料請求につきましては、現在、請求人が診断書を作成した医療機関へ 4,000 円を支払った上で、所轄の労働基準監督署へ療養の費用請求書（医師の証明が必要）に 4,000 円の領収書を添えて請求を行う方法（別紙（1）参照）となっております。

今般、医療機関診療担当者及び請求人等の事務簡素化を図ることを目的に、福岡労働局独自の取り扱いとして、別紙（2）のとおり医療機関から当局に対し、レセプトにて 4,000 円の請求を行う方法を可能とする旨当局労働基準部労災補償課長より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1）当分の間、既存の請求方法での請求も可能です。
- 2）新たな請求方法につきましては、現在の休業（補償）請求書証明料の請求方法と同様であり、療養期間欄に証明日、診療実日数欄に「999」を記入いただき請求することになります。（別添「記載例」参照）
- 3）本件に関するお問い合わせ先は、当課（092-411-4799）までお願い致します。

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

令和2年1月10日

公益社団法人 福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡労働局労働基準部

労災補償課長 澁谷 隆司

労災保険の障害（補償）給付支給請求書に添付する「診断書」の
診断書料請求方法について

平素より、労働基準行政の運営につきまして、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の労災保険に係る障害（補償）給付支給請求書に添付する「診断書」の診断書料請求方法については、請求人が診断書を作成した医療機関へ4,000円を支払った上で、所轄の労働基準監督署へ療養の費用請求書（医師の証明が必要）に4,000円の領収書を添えて請求を行っているところです。

今般、医療機関診療担当者及び請求人等の事務簡素化を図るため、福岡労働局独自の取り扱いとして、別紙の（2）のとおり、医療機関から福岡労働局に対し、レセプトにて4,000円の請求を行うことも可能とさせていただきたいと考えております。

つきましては、この取り扱いに御了知いただき、貴会の会員の皆様に御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

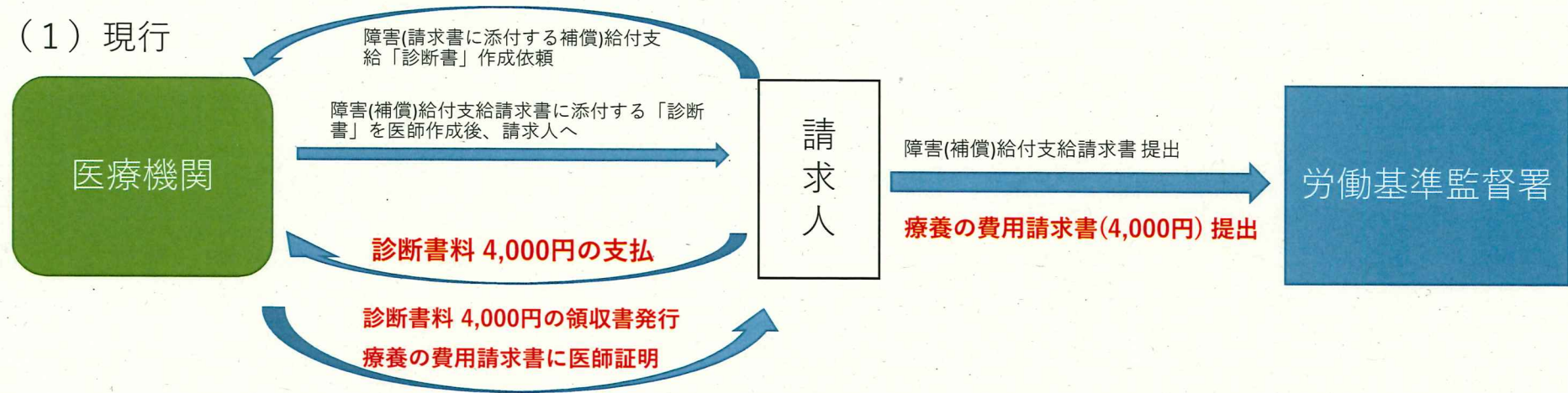
福岡労働局労働基準部

労災補償課

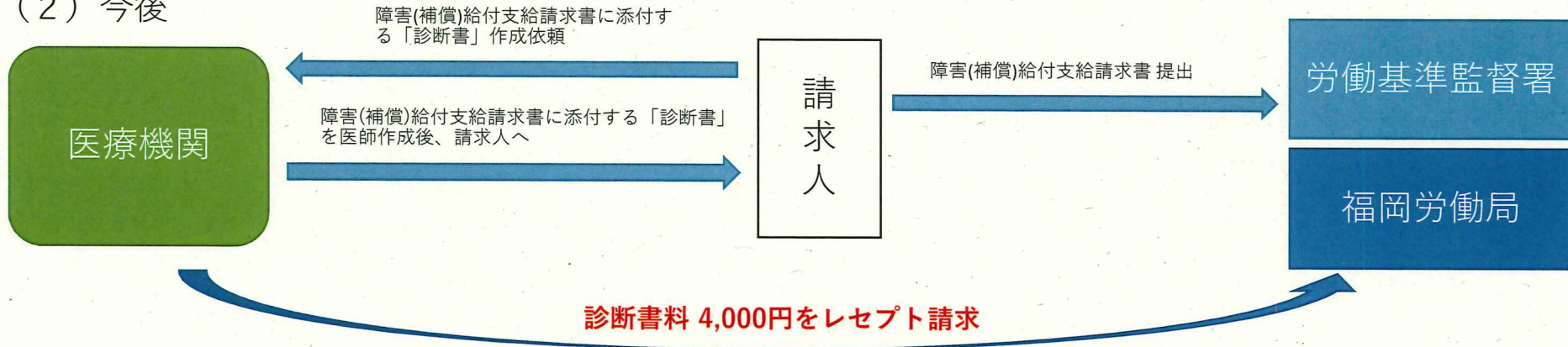
092-411-4799

労災保険の障害（補償）給付支給請求書に添付する「診断書」の診断書料請求方法について

（１）現行



（２）今後



※ 当分の間、福岡労働局における障害(補償)給付支給請求書に添付する「診断書」の診断書料請求方法については、上記（１）の方法によるほか、医療機関から福岡労働局に対して直接レセプト請求することも可能とします。（休業(補償)請求書証明料と同じ請求方法。療養期間欄に証明日、診療実日数欄に「999」を記入いただき請求することになります。別添「記載例」のとおり。）

[illegible][illegible]